

議員提出議案第5号

桑名市議会委員会条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年12月26日 提出

提出者	桑名市議会議員	南澤 幸美
賛成者	同	辻内 裕也
	同	伊藤 研司
	同	市野 善隆
	同	愛敬 重之

桑名市議会委員会条例の一部を改正する条例

桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

議会運営委員会の委員の任期について、準用規定を改め当該委員の任期を規定するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第4条) (議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。</p>	<p>3 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>